

第9回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年9月2日(金)
開会 15時00分
閉会 15時55分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 5番 梅村 幸臣

8番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第41号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第42号	農地法第5条の申請について
議案第43号	農地法第3条の申請について
議案第44号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

議案第18号	農地法第18条第6項通知の受理について
議案第19号	農地等の形質変更届出について
議案第20号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 梅村 幸臣委員、8番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請 について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 期間借地</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第20号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第41号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第41号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請 について	1件	議案第42号	農地法第5条の申請について	6件	議案第43号	農地法第3条の申請について	5件	議案第44号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	12件		利用権設定 期間借地	2件		農地中間管理事業	1件		公社からの買受	1件	報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件	報告第20号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件
議案第41号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請 について	1件																																
議案第42号	農地法第5条の申請について	6件																																
議案第43号	農地法第3条の申請について	5件																																
議案第44号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																	
	利用権設定 通年	12件																																
	利用権設定 期間借地	2件																																
	農地中間管理事業	1件																																
	公社からの買受	1件																																
報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																																
報告第19号	農地等の形質変更届出について	1件																																
報告第20号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件																																
<p>事務局</p>	<p>議案第41号 2番についてご説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が〇〇〇〇に進入路及び駐車場を目的として農地法第5条許可を受けています。</p>																																	

事務局	<p>当初の計画と異なり、嵩上げ及び水路、里道の工事が必要となったため、変更承認申請をするものです。</p> <p>議案第41号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地の方は5条の申請があったときに見てまいりましたが、その後の嵩上げ等の追加ということで見えられましたけども、あとの農業等に支障はないようでしたので、印鑑を押しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第41号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号 36番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は6ページから11ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、37番になります。</p> <p>図面は12ページから15ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が宅地分譲するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、38番になります。</p> <p>図面は16ページから18ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が駐車場にするための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、39番になります。 図面は19ページから28ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が作業道（一時転用）にするための申請です。 農地区分は農用地区域内農地。 許可基準としましては、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、40番になります。 図面は29ページから36ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が建売住宅を建設するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、41番になります。 図面は37ページから44ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が資材置場にするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第42号 については以上6件です。</p>
議長	それでは36番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	周辺の土地に2、3軒住宅があるところに新築されます。排水も問題ないです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>36番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、37番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	宅地にしますとのことで来られましたが、〇〇〇〇の駐車場だったので農地とは思っていませんでした。現況は宅地のようになっています。特別に問題ということもありませんでしたので私も承諾しました。ご審議お願いします。
議長	37番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、38番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇をされていますので、そのための駐車場と思います。田も端っこで別に排水も問題ないようでした。ご審議よろしくお願いします。
議長	38番について、御意見、御質問はございませんか。 特に無いようですので、続きまして、39番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	今回、作業道の一時転用ということで残土処分場ということですが。もし流れた場合に溜枡を作るということで、もし溜まった場合は新設されるということです。その工事をするための作業道との説明がありました。まわりはほとんど山林で下の方も荒れているので問題なく、迷惑かけることはありませんので、私も承諾しております。ご審議よろしくお願いします。
議長	39番について、御意見、御質問はございませんか。 特に無いようですので、続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	周りは全部家です。ここだけ畑が残っている。問題ないところです。ご審議よろしくお願いします。
議長	40番について、御意見、御質問はございませんか。 特に無いようですので、続きまして、41番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは国道沿いです。資材置き場ということでお願いに来られました。問題ないところです。ご審議よろしくお願いします。
議長	41番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請6件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	続きますして、議案第43号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第43号 5件について御説明いたします。</p> <p>議案は5ページから6ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第43号 については以上5件です。</p>
議長	議案第43号 について議案の5ページから6ページを見ていただき、御質問等はございましたらお願いいたします。
○番委員	借人が高齢の方ですが、これだけの面積を耕作されるのですか。
議長	園芸に年齢制限はありませんので、やる気があればということになります。
議長	<p>他にご意見等ございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第43号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きますして、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年12件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の7ページから9ページに明細書を、10ページから15ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が7名、貸付人が12名で、面積は田が29,860㎡、畑が15,659㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第44号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>特に無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 利用権設定 期間借地について、御説明します。</p> <p>議案の16ページに明細書を、17ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が2名、貸付人が2名で、面積は田が4,014㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第44号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の18ページに明細書を、19ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>田が6,807㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第44号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の20ページに明細書を、21ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは8月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>畑が1筆、面積は畑が2,351㎡となっております。</p> <p>議案第44号 公社からの買受については以上です</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号 について御説明します。</p> <p>議案は22ページから23ページになります。</p> <p>3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第18号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第19号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 について御説明します。</p> <p>議案の24ページ 5番になります。</p> <p>図面は45ページから49ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>嵩上げをして、自然薯、じゃがいもを作付けする畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第19号 については以上です。</p>
議長	<p>19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、〇〇〇〇前です。周辺の農地には影響のないように盛り土するという ことで申請されています。</p>
議長	<p>報告第19号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、25ページになります。</p> <p>1番～3番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第20号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第20号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第9回農業委員会会議を閉会します。</p>